



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により、つくばみらい都市計画地区計画の決定を行うにあたり、つくばみらい市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第94号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該地区計画の決定の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の決定の原案について、縦覧期間満了の日から起算して1週間を経過する日までにつくばみらい市長に意見を提出することができる。

令和7年5月12日

つくばみらい市長 小田川 浩



#### 記

- 1 都市計画の種類  
地区計画
- 2 都市計画の名称  
（仮称）みらい平東地区地区計画
- 3 位置及び区域  
つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、  
字上海道の各一部  
大字伊奈東 字伊奈東の一部
- 4 都市計画の原案の縦覧場所  
つくばみらい市都市建設部都市計画課（谷和原庁舎）
- 5 縦覧期間  
令和7年5月12日（月）から令和7年5月26日（月）まで  
※土曜日、日曜日を除く
- 6 意見書提出期間  
令和7年5月12日（月）から令和7年6月2日（月）まで  
土地の所有者もしくは利害関係を有する方のみ意見書の提出が可能です。
- 7 意見書提出先  
つくばみらい市加藤237番地  
つくばみらい市長 小田川 浩  
（都市建設部都市計画課扱い）
- 8 意見書様式  
「別紙」のとおり

別紙

## 地区計画等の原案に対する意見書

つくばみらい都市計画地区計画の決定について、つくばみらい市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、次のとおり意見を述べたいので提出します。

令和7年 月 日

つくばみらい市長 小田川 浩 殿  
(都市建設部都市計画課扱い)

案 件 名 (仮称) みらい平東地区地区計画

意見申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

職 業

歳

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

